

# 速



# 北陸中日新聞

# 報

## 袴田事件 再審開始

# 静岡地裁が決定

静岡県清水市（現静岡市清水区）で一九六六年にみそ製造会社の専務一家四人が殺害された袴田事件の第二次再審請求で、静岡地裁（村山浩昭裁判長）は二十七日、強盗殺人罪などで死刑が確定した袴田巖元被告（七八）の再審開始と刑の執行停止、拘置の停止を決定した。事件発生から四十七年をへて、裁判をやり直し、死刑判決を取り消す可能性がある。



袴田巖元被告  
（事件発生当時）

死刑囚の再審開始決定は財田川、免田、松山、島田事件と、後に決定が取り消された名張毒ぶどう酒事件に続き戦後六例目で九年ぶり。名張以外の四人は再審で冤罪と認められ、無罪になった。